

幼保連携型認定こども園 富士みのりこども園

園則 兼 運営規程

制定日：平成30年4月1日

改正日：令和4年3月12日

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人聖実福祉会が設置する幼保連携型認定こども園富士みのりこども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 富士みのりこども園と称する。
- (2) 所在地 東京都羽村市五ノ神2丁目12番10号に置く。

(施設の目的)

第2条 富士みのりこども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用乳幼児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、認定こども園法及びその他関連法令に則り、利用乳幼児の処遇に万全を期し、深い愛情と知識をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うものとする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に利用乳幼児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等

必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

5 当園は、教育及び児童福祉施設として保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

(1) 保護者に対して

- ① 子どもを安心して預けてもらえるように、子どもの成長を共に見守る姿勢をとります。
- ② いくら親しくなっても礼儀を忘れません。
- ③ 約束を守ります。
- ④ 怪我や噛みつきなどがあった場合は、担任から必ず状況を説明して誠意を持ってお詫びします。

(2) 子どもに対して

- ① あいさつをします。
- ② 同じ目線で話を聞きます。
- ③ 正しい言葉を伝えます。

(3) 外部の方に対して

- ① 園の代表として対応していることを忘れません。
- ② いつも「ありがとう」の気持ちを忘れません。
- ③ 外部・地域の方によって自園が支えられていることを忘れません。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

(1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

(2) 身近な人々に興味や親しみをもって生活する中で、自立心を育み、人と関わる力を養う。

(3) 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を導き、考え

たことを自分の言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育てる。

- (4) 様々な環境に好奇心や探求心をもって自らが関わりをもって生活する力を育成する。
- (5) 音楽、体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養い、創造性を豊かにする。
- (6) 快適な生活環境の実現の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図る。
- (7) 当園は、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例「羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）第34条に規定するもの」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取り扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されないことがないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

（保護者に対する子育て支援の内容）

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催等の相談機能に加えて、利用者支援機能、地域支援機能からなる地域子育て支援拠点事業を実施する。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、所属職員及び業務の管理を一元化に行い、職員に対し法令などを遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、園務を整理し、保育内容について保育教諭を総括する。

(3) 主幹保育教諭 3人

主幹保育教諭は、園長(及び副園長)を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 指導保育教諭 4人

指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育教諭 30人(常勤15人、非常勤15人)

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(6) 保育補助、保育士 10人(常勤0人、非常勤10人)

保育補助、保育士は、保育教諭の職務を助ける。

(7) 講師 4人(常勤0人、非常勤4人)

講師は、保育教諭又は助保育教諭に順ずる職務に従事する。

(8) 指導栄養士 1人(常勤1人、非常勤0人)

指導栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食に関わる献立を作成するとともに、当園全般の食育を行い、給食の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(9) 栄養士、栄養教諭 3人(常勤2人、非常勤1人)

栄養士、栄養教諭は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9) 調理員 3人(常勤3人、非常勤0人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(10) 事務職員 3人(常勤2人、非常勤1人)

事務職員は、庶務及び会計事務等に従事する。

(11) 看護師 1人(常勤0人、非常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(12) 用務員 2人(常勤1人、非常勤1人)

用務員は、当園の雑務を行う。

(13) 学校医 1人(常勤0人、非常勤1人)

学校医は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(14) 学校歯科医 1人(常勤0人、非常勤1人)

学校歯科医は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(15) 学校薬剤師 1人(常勤0人、非常勤1人)

学校薬剤師は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 春季休業(3月25日から4月7日まで)

エ 夏季休業（８月１１日から８月１７日まで）

オ 冬季休業（１２月２５日から１月６日まで）年末年始含む

（２）保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

イ 年始休日（１月１日及び１月３日）

ウ 年末休日（１２月２９日から１２月３１日）

３ 当園は、前２項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある
又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用乳幼児の保護者に情報提供を
行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

４ 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わ
ないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第９条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）は、午前７時００分から午後
１８時００分の範囲内で、利用幼児の保護者が保育を必要とする時間とする。

（２）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）は、午前８時３０分から午後１６時
３０分の範囲内で、利用乳幼児の保護者が保育を必要とする時間とする。

（３）教育標準時間は、午前９時００分から午後１３時００分とする。

２ 当園の開所時間は、次のとおりとする。

（１）月曜日から土曜日 午前６時３０分から午後１９時３０分。

３ 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る
保育時間（１１時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（８時間）の前後に保育
を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

４ 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後
に保育を希望する場合には、延長保育、預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第１０条 当園は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例により、利用乳幼児の居住する羽村市が定める額の利用者負担額を
利用乳幼児の保護者から徴収する。

- 2 当園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表1に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	4人	4人	4人	12人
2号・3号	12人	20人	24人	24人	24人	24人	128人
合計	12人	20人	24人	28人	28人	28人	140人

(利用開始方法及び正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。
- 2 利用の申込みに係る1号認定（教育標準時間認定）子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合においては、園長による親子面接により決定する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用乳幼児の保護者から当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 保護者が病気や出産、家族の看護等などで、緊急に保護が必要とされる利用乳幼児に対して、羽村市の決定により、緊急保育を実施する。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用乳幼児の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

2 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待防止に関する責任者の選定及び必要な体制の設備
- (2) 利用乳幼児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
- (3) 職員による利用乳幼児に対する虐待等の行為の禁止

(4) その他、利用乳幼児の人権擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(秘密の保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途就業規則及び個人情報保護に関する規定により定める。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告し、保護者、職員等に対して周知すること。

(記録の整備)

第19条 当園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、保存期間は別に定める。

2 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画(第15条2-(1))

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録(第12条2-(2))

(3) 市町村への通知に係る記録(第19条2-(3))

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録(第30条2-(4))

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(第32条2-(5))

(6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については 20 年間保存)

(相談及び援助)

第 20 条 当園は、常に利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用乳幼児又はその保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 保護者と常に密接な連絡を保ち、教育・保育方針、成長、栄養状態、幼保連携型認定こども園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 21 条 利用乳幼児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(業務の質の評価)

第 22 条 子ども・子育て支援法第 33 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 第三者評価事業を 3 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(財務諸表の公表)

第 23 条 当園に係る財務諸表等の公表については、関係法令及び本会情報公開規程によるものとする。

(掲示)

第 24 条 当園は、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資するものと思われる重要事項を施設の入り口付近に掲示する。

(補則)

第 25 条 この園則兼運営規程を改正、廃止する場合は、社会福祉法人聖実福社会理事会の議決を経ることとする。

この園則兼運営規程に定めるもののほか、当園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。

附則

- 1 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容	金額
給食費	副食費	月額 4,500 円
「1. 2号認定共通」		
*体操服代他	通園用リュック (3歳～)	3,980 円
〃	レッスンバック (3歳～)	1,300 円
〃	遊び着 (全員)	1,800 円
〃	体育着 上半袖 (3歳～)	1,230 円
〃	〃 上長袖 (3歳～)	1,450 円
〃	〃 ズボン (3歳～)	1,090 円
〃	コドモンカード (2枚まで) *2022年度新入園家庭から買い取り	400 円
「2号認定対象」	歯ブラシ (2本目以降)	100 円
〃	連絡ノート (2冊目以降)	100 円

「1号認定対象」

保育材料費	遠足代	*金額がわかり次第連絡いたします。
〃	はさみ	680 円
〃	クレヨン	580 円
〃	辞書 (年長児)	2,500 円
〃	鉛筆ケース (年長児)	300 円
〃	文字練習帳	2,000 円
〃	数字基本セット	2,000 円
〃	公文鉛筆	500 円
〃	のり	100 円
〃	粘土	550 円
〃	型押し粘土板	400 円
〃	粘土ケース	320 円
〃	お便り帳 (シール含む)	650 円
〃	誕生カード	250 円

〃	作品バック	100 円
〃	交通安全会費	50 円
〃	防災頭巾	3,900 円
〃	歯ブラシ	400 円
〃	連絡ノート	100 円
〃	クラスカラー帽子 1号認定(3歳児～)	1,200 円
施設・教育拡充費	・施設管理に関する経費の一部(こども 110 番・セコム・一斉メール・設備維持費等) ・特定教育指導者経費の一部(体操指導・英語教室・音楽)	月額 1,500 円
園の布団利用の場合	・布団・シーツ・毛布・タオルケット ・布団用バック・布団乾燥(月 1 回)	月額 1,500 円
課外教室 (希望者対象)	英語教室	保護者と教室との契約となります。
	教育前基礎教室	〃
	体操指導	〃
	水習字	〃
	そろばん	〃
*施設を利用するにあたって実費徴収が適切である費用が発生した場合、その都度実施相当額を徴収(事前にお知らせいたします。)		

□ 延長保育登録料金(児童一人あたり:月額)

*詳細は、富士みのりこども園の「しおり」を参照下さい。

クラス	6:30～6:59	7:00～8:29 (短時間保育)	16:31～18:00 (短時間保育)	18:01～19:00	18:01～19:30
0・1歳児	¥2,000	¥1,500	¥1,500	¥4,000	¥6,000
2～5歳児	¥2,000	¥1,000	¥1,000	¥3,500	¥5,500

延長登録をされた場合、登録時間帯であれば何度ご利用いただいても加算はありません。

また、ご利用回数が少ない場合は返金をします。

□ 延長保育利用料金（児童一人あたり：1回）

クラス	6:30～6:59	7:00～8:29 (短時間保育)	16:31～18:00 (短時間保育)	18:01～19:00	19:01～19:30
0・1歳児	¥500	¥300	¥300	¥1,000	¥500
2～5歳児	¥400	¥200	¥200	¥800	¥400

* お迎えが 18:01～19:30 の場合

0・1歳児：¥1,000＋¥500＝¥1,500

2～5歳児：¥800＋¥400＝¥1,200

* お迎えが 19:30 を過ぎた場合

0・1歳児：¥1,500＋¥500＝¥2,000

2～5歳児：¥1,200＋¥400＝¥1,600

18:00～19:30 の料金 となります。

□ <1号認定> 延長保育利用料金（児童一人あたり：月額）及び（児童一人あたり：1回）

クラス	7:00～7:59	8:00～8:59	13:01～16:00	16:01～18:00
3～5歳児（登録：一人月額）	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000
3～5歳児（料金：一人1回）	¥500	¥500	¥500	1h ¥500

* 1号認定児の延長保育は最長で18時までの保育となります。土曜日は休園です。

* 万が一 18:01 を過ぎた場合は、30分ごとに¥1,000 の遅延料が発生します。

□ 預かり（長期休業期間中）保育について（1号認定児のみ）

(9:00～13:00)	1回 2000円
上記時間帯以外の利用は	追加料金 1日 3,000円

1号認定の預かり（長期休業期間）保育期間

春季（3月25日～4月7日）

夏季（8月11日～8月17日）

冬季（12月25日～1月6日） *12月29日～1月3日は休園のため除く